

— 子ども・子育て支援新制度 —

『支給認定申請』のお知らせ

1 『支給認定申請』の目的

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されました。幼稚園、認定こども園又は保育所（園）などの利用を希望する方は、「支給認定」を受ける必要があります。

2 『支給認定申請』の対象者

与謝野町に住民登録しており、幼稚園、認定こども園、保育所（園）等、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、認定は3年間有効ですが、3歳児クラスに進級するため3号認定から2号認定へ変更となる場合、就労から出産へ認定の事由が変わる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変わる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要になります。

3 手続きの流れ

I 「支給認定申請書」に必要項目の記入、押印してください。

II 「保育の希望の有無」が「無」の場合（幼稚園・認定こども園（教育標準時間）の利用を希望する場合は、**1**欄、**2**欄の必要項目を記入してください。

「保育の希望の有無」が「有」の場合（認定こども園（保育時間）、保育所（園）などの施設利用を希望する場合は、**1**欄、**2**欄の必要項目を記入し**3**保育を必要とする理由の「保育の認定基準」を記入し、「保育を必要とする証明書」を勤務先において証明を受けて、父、母それぞれ申請書に添付してください。また、就労以外の事由の場合には、事由ごとに定められた書類を添付してください。

III I、IIで作成した書類と、希望する施設（認定こども園、保育所（園））の申込書と一緒に与謝野町又は認定こども園、保育所（園）に提出してください。

※ 1月1日現在で与謝野町以外に住民登録をしていた方は、保育料の算定に必要ですので、税額を確認できる書類の写しを申請書に添付してください。

※幼稚園を希望される場合は、入所内定後に「支給認定申請書」を提出ください。

【一緒に提出する書類】

① 「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類など

② 税額を確認できる書類（1月1日現在、与謝野町以外に居住していた方のみ）

※幼稚園、認定こども園教育標準時間を希望される場合は、①の書類については提出の必要はありません。

IV IIIの申請に基づき、支給認定証等を入園入所承諾書（決定通知書）と一緒に交付します。



4 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

(2) 子ども・子育て支援新制度の支給認定制度とは

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、新たに「給付制度」、「保育の必要性の認定制度」が導入されました。

給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受けることになります。

なお、認定は次の3区分となります。

【支給認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、保育を必要とせず、教育を希望する方 例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳以上で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	認定こども園 保育所(園)
3号認定	<u>3歳未満のお子さん</u> で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳未満で、両親が共働き(または、ひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	認定こども園 保育所(園) 小規模保育 家庭的保育

※ 2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。

- ・保育標準時間…就労などで1か月120時間以上かつ1週間に30時間以上
- ・保育短時間…就労などで1か月48時間以上

5. 保護者が負担する保育料(利用者負担額)について

保育料(利用者負担額)は、保護者の市町村民税額に応じて決定します。

具体的な保育料(利用者負担額)については、「入園・入所案内」をご確認ください。

【保育の利用を必要とする証明書 添付資料一覧】

○『保育の利用を必要とする証明書』を提出される時は、一緒に提出していただく添付資料があり、事由ごとに内容が異なりますので、忘れずに提出をお願いします。提出いただけないときは、認定を保留させていただく場合がありますのでご承知ください。

事 由	提出が必要な書類の内容	必要書類の例
① 就労 (自営業・農業の方)	自営業・農業の方で、事業所の証明が困難な場合	<input type="checkbox"/> 自営業等従事申立書
② 母親の出産	保育を必要とする理由が、出産の方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (表紙の登録番号の写し、出産予定日が確認できるページ)
③ 疾病・障害	保育を必要とする理由が、病気・障害(保護者本人)の方	<input type="checkbox"/> 診断書等 ※ なお、等級によっては、身体障害者手帳・精神障害者手帳などの写しでも可能な場合があります。
④ 介護等	保育を必要とする理由が、同居家族に対する家族看護の方	<input type="checkbox"/> 民生委員の証明書等
⑤ 災害復旧	災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方	<input type="checkbox"/> り災したことがわかる書類
⑥ 求職活動	就業に向けて求職活動を行なっている方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書
⑦ 就学	就学(職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)している方	<input type="checkbox"/> 在学証明書、学生証
⑧ その他	その他、上記と同様な状態であると町が認める場合	<input type="checkbox"/> 町が指定する書類

お問い合わせ先： 与謝野町子育て応援課 こども応援係 TEL：43-9024